

第33回 総会議事録

1 開催の日時 令和2年3月26日(木)午後2時00分～午後3時00分

2 開催の場所 ホテル白鳥 2階 鶴の間

3 議事日程

議事録署名委員の指名について

議 第185号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議 第186号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議 第187号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議 第188号 非農地確認について

議 第189号 松江市農用地利用集積計画の決定について

議 第190号 令和2年度松江市農業委員会事業計画の決定について

議 第191号 松江市農業委員会事務局長の任免について

報告第67号 会長専決処分の報告

報告第68号 事務局長専決処分の報告

4 出席委員(17名) 欠席委員(2名)

1番 宮廻 彰夫(出)	2番 富士本 数彦(出)	3番 高橋 裕典(出)
<u>4番 青砥 芳美(欠)</u>	5番 磯部 美津子(出)	6番 勝田 達雄(出)
7番 角 可津夫(出)	8番 永江 りえ(出)	9番 矢野 秀行(出)
10番 清水 秋廣(出)	11番 足立 裕子(出)	12番 吉岡 雅裕(出)
13番 榎原 篤(出)	14番 渡部 文明(出)	15番 吉岡 幸雄(出)
16番 岸本 定朝(出)	17番 浅野 真治(出)	<u>18番 古藤 一郎(欠)</u>
19番 三島 進(出)		

5 事務局職員出席者

農業委員会

事務局長	豊島 耕	農地係副主任	高尾 祥和
農地係長	浅野 剛志	農地係主事	伊藤 謙
農地係専門企画員	野津 慎一		
農地係主任	岡田 勝		

6 会議内容

議 長
(三島会長)

定刻になりました。それでは、ただ今から第33回松江市農業委員会総会を開会します。最初に、出席委員数を確認します。本日の欠席届は、4番委員、18番委員から提出されています。委員定数19名のうち、17人の出席となっております。過半数を超えていますので、本総会が成立していることを報告します。次に、本日の議事録署名委員を指名します。11番委員、12番委員にお願いします。続いて、書記を任命します。事務局の高尾副主任と伊藤主事にお願いします。

それでは議事に入ります。議第185号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局の説明をお願いします。

事 務 局

それでは、議第185号、今月の農地法第3条の許可申請について、ご説明します。お手元の議案の2ページと併せて「農地法第3条説明資料」をご覧ください。今月の農地法第3条の許可申請は7件21筆で、いずれも所有権移転の案件です。

それではまず、46番の案件からご説明します。申請は、西川津町の田3筆と下東川津町の田7筆と畑2筆を家庭内で贈与されるものです。譲渡人はご覧のとおりです。譲渡理由は、家庭の事情によるものです。譲受人はご覧のとおりです。譲受理由も、家庭の事情によるものです。譲受人の世帯は、トラクター、田植機、コンバイン、乾燥機等の農業用機械を所有されております。取得後は、水稻と野菜を栽培されます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。

つづいて、47番の案件についてご説明いたします。申請は、東持田町の現況畑の田1筆と西持田町の現況畑の田1筆を売買されるものです。譲渡人はご覧のとおりです。譲渡理由は、受け人からの要望によるものです。譲受人はご覧のとおりです。譲受理由は、経営規模の拡大を図るためです。譲受人の世帯は、トラクター、耕運機、管理機等の農業用機械を所有されております。取得後は、野菜を栽培されます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。

つづいて、48番の案件についてご説明いたします。申請は、上宇部尾町の畑1筆を贈与されるものです。譲渡人はご覧のとおりです。譲渡理由は、労力不足及び受け人からの要望によるものです。譲受人はご覧のとおりです。譲受理由は、隣接する自作地と一体とした利用が見込めるためです。譲受人の世帯は、トラクター、田植機、コンバイン等の農業用機械を所有されております。取得後は、野菜を栽培されます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。

つづいて、49番の案件についてご説明いたします。申請は、上宇部尾町の畑1筆を贈与されるものです。譲渡人はご覧のとおりです。譲渡理由は、労力不足によるものです。譲受人はご覧のとおりです。譲受理由は、借入地を自作地として取得するためです。譲受人の世帯は、トラクター、田植機、管理機等の農業用機械を所有されております。取得後は、果樹と野菜を栽培されます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。

つづいて、50番の案件についてご説明いたします。申請は、八雲町西岩坂の現況畑の田1筆を売買されるものです。譲渡人はご覧のとおりです。譲渡理由は、受け人からの要望によるものです。譲受人はご覧のとおりです。譲受理由は、隣接する自作地と一体とした利用が見込めるためです。譲受人の世帯は、トラクター、耕運機等の農業用機械を所有されております。取得後は、野菜を栽培されます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。

つづいて、51番の案件についてご説明いたします。申請は、八雲町熊野の現況畑の

事 務 局	田1筆を贈与されるものです。譲渡人はご覧のとおりです。譲渡理由は、労力不足によるものです。譲受人はご覧のとおりです。譲受理由は、当該農地の隣地に居住予定であり、自作地の所有を希望するためです。譲受人の世帯は、耕運機、田植機等の農業用機械を所有されております。取得後は、野菜を栽培されます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。 つづいて、52番の案件についてご説明いたします。申請は、玉湯町玉造の田1筆を売買されるものです。譲渡人はご覧のとおりです。譲渡理由は、労力不足によるものです。譲受人はご覧のとおりです。譲受理由は、経営規模の拡大を図るためです。譲受人の世帯は、耕運機、田植機、トラクター、コンバイン等の農業用機械を所有されております。取得後は、水稻を栽培されます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。 以上、本案件は、いずれも農地法第3条第2項の不許可の要件には該当しないものと認められます。ご審議の程、よろしく願いいたします。
議 1 3 番 委 員	長 それでは、現地調査班からの報告をお願いします。 47番の案件については、土壌の改善等、取得後すぐに耕作可能かどうかで議論いたしましたが、今後地元の農業委員に経過を確認してもらうこととし、許可相当であると判断いたしました。その他の案件については、事務局からの説明にあったとおり、問題なしと判断いたしました。
議	長 これより審議に入ります。ただいまの事務局の説明と現地調査班の報告につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。
	(なしの声)
議	長 ないようでございますので、採決いたします。議第185号は原案のとおり許可することにご異議ありませんか。
	(異議なしの声)
議	長 ご異議なしということですので、議第185号は原案のとおり許可することに決めます。次に議第186号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を上程します。事務局の説明をお願いします。
事 務 局	それでは、議題186号農地法第4条の許可申請について説明いたします。 お手元の議案の5ページと併せて、『農地法第4条の説明資料』をご覧ください。 それでは、4条の23番について説明いたします。事業者はご覧のとおりです。転用場所は大庭町の1筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域です。農地区分は、農用地区域内農地です。土地利用計画との調整ですが、農用地区域内で、令和2年2月12日付で農振法の用途変更の手続きがされています。転用目的は農産物加工施設です。許可該当条項は、農地法第4条第6項ただし書きで、農用地利用計画において指定された用途に供するものに該当します。転用面積は463㎡、所要面積も同様の463㎡です。事業計画ですが、申請地を整備し、農産物加工施設を建築するもの。事業の詳細・資金計画等につきましてはご覧のとおりです。 以上、上程いたしました4条1件については、農地法第4条第6項の不許可の要件には該当しないものと認められます。ご審議をお願いいたします。
議	長 それでは、現地調査班からの報告をお願いします。
議 1 3 番 委 員	事務局からの説明にあった通り、許可相当であると判断いたしました。
議	長 これより審議に入ります。ただいまの事務局の説明と現地調査班の報告につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。

6 番 委 員	「農産物加工施設」とあるが、具体的に何を加工する施設なのか。
事 務 局	お茶、ブルーベリー、柿の加工・袋詰めを行う施設です。
6 番 委 員	わかりました。
議 長	ほかにございませんか。
	(なしの声)
議 長	ないようでございますので、採決いたします。議第186号は、島根県農業会議からの意見聴取が不要の案件でございます。議第186号は、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。
	(異議なしの声)
議 長	ご異議なしということですので、議第186号は、原案のとおり許可することに決めます。次に、議第187号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を上程します。事務局の説明をお願いします。
事 務 局	<p>それでは、議題187号農地法第5条の許可申請について説明いたします。お手元の議案と併せて、『農地法第5条の説明資料』をご覧ください。</p> <p>それでは、5条の93番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧とおりで。転用場所は浜佐田町の1筆です。都市計画区域区分は、市街化調整区域緩和A区域です。農地区分は、10ha以上の連たんがなく、過去に公共投資もないことから第2種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は建売住宅です。転用面積は1,243.68㎡、所要面積は地図の斜線部分の赤道を含んだ1336.74㎡です。権利の種類は、所有権の移転です。事業計画ですが、申請地を造成し、共同住宅5棟を建築するもの。事業の詳細・資金計画等につきましてはご覧のとおりです。</p> <p>次に5条94番について説明します。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は東持田町の1筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域外緩和A区域です。農地区分は、10ha以上の連たんがなく、過去に公共投資もないことから第2種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は建売住宅です。転用面積は497㎡、所要面積も同様の497㎡です。権利の種類は所有権の移転です。事業計画ですが、申請地を造成し、建売住宅2棟を建築するものです。事業の詳細・資金計画等につきましてはご覧のとおりです。</p> <p>次に5条95番について説明します。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は東持田町の1筆です。都市計画区域区分は、市街化調整区域緩和A区域です。農地区分は、10ha以上の連たんがなく、過去に公共投資もないことから第2種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は建売住宅です。転用面積は244㎡、所要面積は、北側の開発地の土地を含めた350㎡です。権利の種類は所有権の移転です。事業計画ですが、申請地を造成し、北側の斜線部分の建売住宅建設予定地に1区画建売住宅を追加するものです。事業の詳細・資金計画等につきましてはご覧のとおりです。</p> <p>次に5条96番について説明します。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は八幡町の1筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域の緩和A区域です。農地区分は、東松江駅から500m以内に位置しており第2種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は駐車場及び庭です。転用面積は135㎡、所要面積も同様の135㎡です。権利の種類は所有権移転の設定です。事業計画ですが、申請地を駐車場及び庭として整備するものです。事業の詳細・</p>

資金計画等につきましてはご覧のとおりです。

次に5条97番について説明します。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は大庭町の1筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域の緩和A区域です。農地区分は、10ha以上の連たんがなく、過去に公共投資もないことから第2種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は分家住宅です。転用面積は213㎡、所要面積も同様の213㎡です。権利の種類は所有権の移転です。事業計画ですが、駐車場として使用していた農地を整備し個人住宅を建築するもので、追認案件となることから始末書が提出されています。事業の詳細・資金計画につきましてはご覧のとおりです。

次に5条98番について説明します。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は八雲町西岩坂の1筆です。都市計画区域区分は都市計画区域外です。農地区分は、八雲支所から500メートル以内に位置する為、第2種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は個人住宅です。転用面積は333㎡、所要面積も同様の333㎡です。権利の種類は所有権の移転です。事業計画ですが、申請地を整備し、個人住宅一棟を建築するものです。事業の詳細・資金計画等につきましてはご覧のとおりです。

次に5条99番について説明します。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は八束町寺津の1筆です。都市計画区域区分は都市計画区域外です。農地区分は、10ha以上の連たんがなく、過去に公共投資もないことから、第2種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、平成5年10月28日に農振除外済みです。転用目的は墓地です。転用面積は6.99㎡、所要面積も同様の6.99㎡です。権利の種類は所有権の移転です。事業計画ですが、平成29年ごろから申請地を整備し、墓地を設置していたもので、追認案件となることから始末書が提出されています。事業の詳細・資金計画等につきましてはご覧のとおりです。

次に5条100番について説明します。賃借人、賃貸人はご覧のとおりです。転用場所は東持田町の5筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域の緩和A区域です。農地区分は、10ha以上の連たんがなく、過去に公共投資もないことから、第2種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は現場事務所の設置です。転用面積は553.10㎡、所要面積は山林部分も含んだ1,131.00㎡です。権利の種類は賃借権の設定です。事業計画ですが、申請地を造成し、隣接の建売住宅建設工事の現場事務所用地として一時転用するものです。事業の詳細・資金計画等につきましてはご覧のとおりです。

次に5条101番について説明します。賃借人、賃貸人はご覧のとおりです。転用場所は乃白町の1筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域です。農地区分は、農用地区域内農地です。土地利用計画との調整ですが、農用地区域内です。転用目的は資材置場です。許可該当条項は、農地法施行令第11条第1項1号の農用地区域内で行う一時転用に該当します。転用面積は919㎡、所要面積も同様の919㎡です。権利の種類は賃借権の設定です。事業計画ですが、指令松農第185-87で許可を受けた一時転用地のうち1筆を松江市立学校給食センター整備事業の資材置き場用地として一時転用の期間を延長するものです。なお、前回許可を受けたもう南隣の1筆については農地に復元されます。事業の詳細・資金計画等につきましてはご覧のとおりです。

次に5条102番について説明します。賃借人、賃貸人はご覧のとおりです。転用場

事 務 局	<p>所は島根町加賀の1筆です。都市計画区域区分は 都市計画区域外です。農地区分は、農用地区域内農地です。土地利用計画との調整ですが、農用地区域内です。転用目的は工事資機材等仮置き場です。許可該当条項は、農地法施行令第11条第1項1号の農用地区域内で行う一時転用に該当します。転用面積は500㎡、所要面積も同様の500㎡です。権利の種類は賃借権の設定です。事業計画ですが、申請地を島根県発注の復旧地山事業の工事資機材等の仮置き場として一時転用していたのですが、治山事業の延長に伴い一時転用の期間を延長するものです。事業の詳細・資金計画等につきましてはご覧のとおりです。</p> <p>最後に5条103番について説明します。借人、貸人はご覧のとおりです。転用場所は八雲町東岩坂の2筆です。都市計画区域区分は 都市計画区域外です。農地区分は、10ha以上の連たんもなく、過去に公共投資もないことから第2種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は分家住宅です。転用面積は346㎡、所要面積も同様の346㎡です。権利の種類は使用貸借による権利の設定です。事業計画ですが、申請地を整備し分家住宅一棟を建築するものです。事業の詳細・資金計画等につきましてはご覧のとおりです。</p> <p>以上、上程いたしました5条11件については、農地法第5条第2項の不許可の要件には該当しないものと認められます。ご審議をお願いいたします。</p>
議 長	<p>本件の99番と102番は、墓地案件と一時転用の期間延長により、今回は省略されたとのこと。それでは、99番と102番を除いた案件について、現地調査班からの報告をお願いします。</p>
1 3 番 委 員	<p>全ての案件につきまして、事務局から説明のあったとおり、許可相当であると判断いたしました。</p>
議 長	<p>これより審議に入ります。ただいまの事務局の説明と現地調査班の報告につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(なしの声)</p>
議 長	<p>ないようでございますので、採決いたします。議第187号については、いずれも、島根県農業会議からの意見聴取が不要の案件でございます。議第187号は、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声)</p>
議 長	<p>ご異議なしということですので、議第187号は、原案のとおり許可することに決めます。議第188号「非農地確認について」を上程します。事務局の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>議題188号非農地についてご説明いたします。議案と、『非農地確認について』の説明資料を併せてご覧ください。今月上程いたします非農地証明願は1件2筆です。</p> <p>それでは、番号24番の案件についてご説明いたします。土地の所在は、法吉町の農用地区域外、市街化調整区域の田2筆で、申請人はご覧のとおりです。土地の状況についてご説明します。申請地は、法吉団地の春日法吉団地線の北端から北に約100m進んだ地点に位置しており平成元年頃から、耕作に不便な為耕作放棄されており、現在は雑木等が繁茂し周囲も山林化しており農地としての再生は困難な状況である。現地確認した際の現地の状況ですが、3月17日に申請者代理人の立ち会いの下で、小林勇夫農地利用最適化推進委員と事務局で現地確認を行いました。現地は平成元年頃から耕作に不便な為耕作放棄されており、現在は、雑木が繁茂し、周囲も山林化しており農地としての再生は困難な状況でした。</p>

事務局 以上、ご報告しましたとおり、本案件は当該の土地を農地に復元するための物理的な条件整備が困難なケースであり、農地法第2条第1項に規定する「耕作の目的に供する土地」ではないと考えます。ご審議をお願いいたします。

議長 それでは、審議に入ります。ただいまの事務局からの説明につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。

議長 (なしの声)

議長 ないようでございますので、採決します。議第188号は原案のとおり確認することにご異議ありませんか。

議長 (異議なしの声)

議長 ご異議なしということですので、議第188号は原案のとおり確認することに決めます。次に議第189号「松江市農用地利用集積計画の決定について」を上程致します。事務局より説明をお願いします。

事務局 議第189号の「所1番」は12番委員に関する案件です。また「所4番」は1番委員に関する案件ですので、それぞれ先議させていただきたいと思っております。また、その議事の際は、関係する委員は議事から外れていただきたいと思います。

議長 事務局から、農業委員会法第31条の規定により、関係する委員に退席をお願いする案件があるとの説明がありました。ついては、議第189号の所1番と所4番の案件について、先議したいと思います。農業委員会法第31条第1項の規定により、まず所1番について、12番委員はこの議事の間、退室願います。

事務局 それでは、議第189号の所1番の案件について、事務局より説明願います。

事務局 それでは議第189号「松江市農用地利用集積計画の決定について」の所1についてご説明いたします。所1は、古江地区、田4筆の売買による所有権移転です。売り手の方は、労力不足により売りたいとの要望があり、買い手の方は、経営規模拡大のため買いたいとの要望があったため、今回利用集積計画に挙げ、所有権移転するものです。売買価格は記載のとおりです。以上、ご審議のほど、お願いいたします。

議長 説明が終わりましたので審議に入ります。ただいまの事務局の説明につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。

16番委員 今回売買する4筆の田は、連たんしているか。

事務局 議案に記載している4筆のうち、上の3筆は連たんしており、残り1筆は少し離れています。

16番委員 わかりました。

議長 ほかにございませんか。

議長 (なしの声)

議長 ないようでございますので、採決いたします。議第189号の所1番の案件について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

議長 (異議なしの声)

議長 ご異議なしということですので、議第189号の所1番の案件については、原案のとおり決定することに決めます。それでは、12番委員の除斥を解きます。

議長 次に、議第189号の所4番について、1番委員はこの議事の間、退室願います。

事務局 それでは、議第189号の所4番の案件について、事務局より説明願います。

事務局 それでは「松江市農用地利用集積計画の決定について」の所4についてご説明をいたします。

事務局 所4は鹿島地区、田1筆の売買による所有権移転です。売り手の方は、労力不足によ

事務局 議 議 議 事務局

り売りたいとの要望があり、買い手の方は、経営規模拡大のため買いたいとの要望があったため、今回利用集積計画に挙げ、所有権移転するものです。売買価格は10a当たり30万円です。

説明が終わりましたので審議に入ります。ただいまの事務局の説明につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。

(なしの声)

ないようでございますので、採決いたします。議第189号の所4番の案件について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしということですので、議第189号の所4番の案件については、原案のとおり決定することに決めます。それでは、1番委員の除斥を解きます。それでは、議第189号のうち、所1番と所4番の案件以外について、審議したいと思います。それでは、事務局より説明願います。

それでは議第189号「松江市農用地利用集積計画の決定について」の所1と所4以外の案件についてご説明をいたします。

所2は、生馬地区、田1筆の売買による所有権移転です。売り手の方は、労力不足により売りたいとの要望があり、買い手の方は、経営規模拡大のため買いたいとの要望があったため、今回利用集積計画に挙げ、所有権移転するものです。売買価格は10a当たり40万円です。

所3は竹矢地区、畑2筆の売買による所有権移転です。売り手の方は、労力不足により売りたいとの要望があり、買い手の方は、経営規模拡大のため買いたいとの要望があったため、今回利用集積計画に挙げ、所有権移転するものです。売買価格は2筆で100万円です。

つづいて農用地利用集積計画の相対契約についてご説明いたします。利1は生馬地区の更新案件です。利2から利7は持田地区の更新案件です。利8から利11は本庄地区の更新案件です。利12は竹矢地区の新規案件です。利13から利18と利20の一部は大庭地区の案件で、このうち利18と利20の一部が新規の案件です。利19は鹿島地区の更新案件です。利20の一部から利23は東出雲地区の案件で、このうち利20の一部が新規の案件です。利24から利32は八雲地区の案件で、このうち利24の一部、利28の一部、利29と利30が新規の案件です。利33と利34は玉湯地区の案件で、利34が新規の案件です。利35から利45は宍道地区の案件で、このうち利35、利41から44が新規の案件です。利46は玉湯地区の更新案件です。利47は八束地区の新規案件です。利48と49は大庭地区の更新案件です。利50から利53は鹿島地区の案件で、このうち利52と53が新規の案件です。

以上、今回の利用権設定における相対契約の地目別面積は、田175, 835㎡、畑2, 129㎡、合計面積177, 964㎡となります。

つづいて農用地利用集積計画の転貸契約についてご説明いたします。転1から転11は大野地区、機構転貸の案件で、このうち転1が新規の案件です。転12から転30は秋鹿地区、機構転貸の案件でこのうち転30が新規の案件です。転31から転36は古江地区、機構転貸の案件で、このうち転31から33が新規の案件です。転37から転55は生馬地区、機構転貸の案件で、このうち転41が新規の案件です。転56は川津地区、機構転貸の更新案件です。転57から転63は朝酌地区、機構転貸の案件で、このうち転58と59、転63が新規の案件です。転64から転77は持田

